

会員の皆様へ

Q ; PCR 検査が、3月6日から保険適応となりました。これまでと何か違いますか。

A ; 一般の医療機関においては、これまでと何も対応は変わりません。当面の間、院内感染防止及び検査の精度管理の観点から、帰国者・接触者外来及び前者と同様の機能を有する医療機関として、宮城県並びに仙台市が認めた医療機関（PCR 検査費用自己負担分に関する委託契約締結医療機関）のみが検査及び点数算定が可能です。一般の医療機関については、検査及び算定が不可となりますので、患者から新型コロナウイルス感染症に関する受診相談があった際には、これまでどおり帰国者・接触者相談センター（保健所）へ相談を促し、相談センターで新型コロナウイルス感染症の「疑い例」の定義に一致した場合には、帰国者・接触者外来等の医療機関を受診するよう勧めることになっております。なお、今までの総検査数は、100名分（1/30-3/11）だそうです。

Q ; 検体採取は、あくまで帰国者・接触者外来で行うのですか。

A ; この点は何回かお知らせしていますが、あくまで帰国者・接触者外来もしくは、地方自治体が同等と認めた医療機関で行います。現在は、一般の診療所での検体採取は、考えておりません。

Q ; 検体採取は、手技的にはインフルエンザの時と同じだと考えますが、そうすると現在は発熱者にインフルエンザの検査をするのも（COVID-19 かもしれないので）危険という考えでしょうか。

A ; 厳密に言えば、そのとおりです。3月11日に、日本医師会からの見解も出されています。すなわち、感染を予め特定できない中では、インフルエンザを疑う場合でも、患者さんへ説明の上、検査せずに臨床診断で治療薬を処方することを検討するように表明しています（厚労省とも相談の上）。今後、COVID-19 について、迅速診断キットやゴーグル、フェイスガード、ガウンなどの準備が容易になって、治療薬が使えるようになれば、感染症の知識や設備が十分な施設では、検査から治療まで可能となる時も来るかもしれません。

Q ; いわゆる新型インフルエンザ等特別措置法の改正についてお聞きします。3月10日に閣議決定し、3月13日頃に国会を通るようですが、どのような影響がありますか。

A ; 今後、この感染症がさらに蔓延した場合などには、内閣総理大臣が緊急事態宣言を行います。そうすると、これまで任意で要請を行っていたことが、この法律を根拠として要請することが可能となり、その一部について、強制力を持った「指示」を出すことが可能となります。例えば、学校などの感染リスクが高い施設に対する使用制限については、正当な理由がないのに要請に従わなかった場合には、都道府県知事は指示を出すことができ、指示を出したときは、その旨を公表することになります。